

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 健康増進課

許認可等の内容		健康診査等の負担金の減免に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市健康診査等実施規則第8条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市健康診査等実施規則第8条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3年 3月 31日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市健康診査等実施規則 抜粋</p> <p>第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「受診者」という。）は、別表第2に定めるところにより当該健康診査等に要する費用の一部（以下「負担金」という。）を負担しなければならない。</p> <p>2 負担金は、受診者が受診時に直接健診機関に支払うものとする。</p> <p>3 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、負担金を免除することができる。</p> <p>(1) 健康診査等を受ける日の属する年度の末日における満年齢が75歳以上の者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定に該当する者</p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者</p> <p>(4) 受診者及び受診者と同一の世帯に属する者の当該年度（健康診査等を受ける日が4月1日から6月15日までの間にある場合にあっては、前年度。以下同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより免除された者</p> <p>(5) その他市長が必要と認める者</p> <p>4 前項第3号から第5号までのいずれかに該当し、健康診査等の負担金の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栃木市健康診査等負担金免除申請書（別</p>	

記様式第1号)に免除を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同項第3号又は第4号に該当し、受診者及び受診者と同一の世帯に属する者全員について、そのことを本市において確認できる者であって、本市の職員がそのことを確認することに同意したものについては、免除を受けようとする理由を証する書類の提出を省略するものとする。

- 5 市長は、前項の栃木市健康診査等負担金免除申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、健康診査等の負担金について免除することと決定したときは栃木市健康診査等負担金免除決定通知書(別記様式第2号)により、免除しないことと決定したときは栃木市健康診査等負担金免除申請却下通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。
- 6 健康診査等の負担金を免除する期間は、免除の決定を通知した日からその日の属する年度の末日(当該免除の決定を通知した日が4月1日から6月15日までの間にある場合にあっては、6月末日)までとする。
- 7 免除の決定を受けた者は、健康診査等を受診する際に、第5項の栃木市健康診査等負担金免除決定通知書を提示しなければならない。